

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

令和6年3月8日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・陳情書の配布	
(1) 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	
(2) 陳情第2号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書	
【 議案第3号～第23・同意第1号審査結果報告・討論・採決 】	1
日程第3 議案第3号 令和6年度葛巻町一般会計予算	
日程第4 議案第4号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第5 議案第5号 令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第6 議案第6号 令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第7 議案第7号 令和6年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第8 議案第8号 令和6年度葛巻町下水道事業会計予算	
日程第9 議案第9号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）	
日程第10 議案第10号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	
日程第11 議案第11号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第12 議案第12号 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第13 議案第13号 葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例	

- 日程第14 議案第14号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第23号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第24 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

【 発委第1号 】 11

- 日程第25 発委第1号 葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

告示年月日	令和6年2月22日（木）					
再開年月日	令和6年3月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年3月8日（金） 開議10時00分 散会10時50分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹花 結		7 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	石角 則行	病院事務局長	大石 和人
	政策秘書課長	波紫 徳彰		
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、1 番、竹花結議員及び 7 番、高宮一明議員を指名します。

次に、日程第 2、諸般の報告を行います。陳情第 1 号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情、陳情第 2 号、公務・公共サービスの拡充を求める陳情書については、議会運営委員会での協議結果を踏まえ、議員配布の扱いといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第 3、議案第 3 号、令和 6 年度葛巻町一般会計予算から日程第 24、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの 22 議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりますので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、辰柳敬一議員。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第 157 条の規定により報告します。

議案第 3 号、令和 6 年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 4 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 5 号、令和 6 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 6 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 7 号、令和 6 年度葛巻町水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 8 号、令和 6 年度葛巻町下水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 9 号、令和 5 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 6 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 10 号、令和 5 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 11 号、令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 12 号、令和 5 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 13 号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 14 号、葛

卷町町税条例等の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第16号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第17号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第18号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第19号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第20号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第21号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第22号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第23号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって選任同意。以上のとおり報告いたします。令和6

年3月8日、輝くふるさと常任委員会委員長。

議長（鈴木満君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第3号から同意第1号までの22議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。日程第3、議案第3号、令和6年度葛巻町一般会計予算から日程第8、議案第8号、令和6年度葛巻町下水道事業会計予算までの6議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより議案第3号から議案第8号まで一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を許します。7番、高宮一明議員。

7番（高宮一明君）

私は、議案第3号から議案第8号の令和6年度葛巻町一般会計予算及び5件の特別会計、企業会

計予算につきまして、先ほど輝くふるさと常任委員長長の報告のとおり決するに当たり、賛成の立場から討論をいたします。

令和6年度の一般会計の予算規模は、前年度比6,400万円増額の72億800万円ほどとなり、予算規模が過去一番大きかった令和4年度の75億6,000万円に次いで過去2番目に大きい規模であり、また令和4年度から3年続けて70億円を超える大型予算となっています。これは、庁舎等建設事業、町道葛巻浦子内線及び町道茶屋場田子線の道路改良事業、教職員等住宅整備事業などの普通建設事業を予定しているほか、会計年度任用職員制度の改正に伴う勤勉手当支給等による人件費、畜産労働力負担軽減対策事業やエコ・エネ総合対策事業などの補助費などの増額が主な要因であります。

大型の建設事業などについては、例年の予算規模に対して多額の事業費となることから、その財源確保や将来負担などについて懸念もありましたが、予算審議の中において事業に係る財源の確保や将来負担に対する備えについてしっかりと考慮された中で事業を計画されていることが確認できたところであります。

令和6年度は、町総合計画後期基本計画、第3期町総合戦略がスタートする年度であります。本会議に提案された当初予算案は、町の最重要課題を人口減少問題と位置づけ、課題の解決に向けた基本目標として掲げた「地域資源を活かす“しごと”」、「いきいきと輝き続ける“ひと”」、「誰

もが住みたくなる“まち”」の実現に向け、各分野にわたり、きめ細かに対応したものであると認識しているところであります。

1つ目の「地域資源を活かす“しごと”」に関する取組では、酪農振興において畜産労働力負担軽減対策事業を拡充し、畜産農家の作業効率化の向上と労働力の負担軽減に向けた対策を講じていただいたほか、林業振興においては森林環境譲与税を財源に町産材利用促進事業を拡充していただき、町産木材の利用が一層図られるものと思われれます。また、農林水産物加工の振興においては、特産品ブランド化確立支援事業の実施により、くずまきワインのさらなる振興や販路拡大など、ブランド化の確立が推進されるよう、より一層の奮闘を期待しております。

2つ目の「いきいきと輝き続ける“ひと”」に関する取組では、医療費助成や出産祝金事業、保育料及び給食費の無償化などを継続するほか、保育園にエアコンの追加設置を行うなど、快適性、利便性の向上を図るとともに、葛巻高校の海外研修を再開させ、高校の魅力化を図るなど、子育て環境の充実、教育の充実、保健・医療の充実に係る一人一人の子供、保護者に寄り添ったきめ細かな支援施策を整えていただきました。

また、「くずまきで新婚ライフ」サポート事業においては、町に定住する新婚夫婦に対するウエディング祝金が創設され、若者の結婚に向けた支援の充実が図られたところであり、町の若者定着や出生数の増加に向け、しっかりと対策が講じら

れています。

3つ目の「誰もが住みたくなる“まち”」に関する取組では、町民の利便性と生活環境の快適性の向上及び町のにぎわい創出に向けた、くずま〜周辺の整備を継続するとともに、住宅取得支援事業や快適な住まいづくり応援事業のほか、空き家利活用促進事業など各事業の連携による住環境の充実を強化することにより、人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができるよう各種施策の強化を図っていただきました。

また、一般家庭及び事業者への再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入を支援するエコ・エネ総合対策事業を拡充したことは、地域循環型社会の構築と町内経済の活性化の推進を図られることと期待しております。

続いて、特別会計であります。国保会計においては、令和4年度以降基金を取り崩して財源不足を補填している状況の中、令和6年度には基金残高がゼロとなる見込みから、平成19年度以来となる県貸付金の借入れを行う内容となっております。また、国保財源の構造的な財源不足を解消するため、令和7年度から国保税の税率を改正予定であるなど、国保会計を取り巻く状況は厳しさを増しておりますが、町民の健康維持と医療費の抑制に取り組むとともに、経営には細心の注意を払い、国保財政の健全化に向けた取組を期待するものであります。

次に、企業会計であります。病院事業会計に

おいては、介護保険法の一部改正により、4月から介護療養病床を廃止し、全60床を一般病床とすることにより、医業収益を増とする一方で、光熱費及び物価などの高騰により依然として厳しい経営状況が強いられる中、引き続き町民の命と健康を守る地域医療の拠点として、その役割を担っていただくことを強く期待しております。

次に、水道事業会計においては、令和6年度から本格的に工事着工となる馬淵川（北部）地区水道施設整備事業に係る工事費が計上されたことに伴い、資本的支出の予算規模が大きくなっておりますが、引き続き安全で安定的な給水確保に向けた取組と、健全で持続可能な経営に向けた取組を期待するものであります。

また、令和6年度から企業会計へ移行する下水道事業会計においては、浄化槽設置の推進や農業集落排水施設の適正管理を継続することとしており、町民の快適で衛生的な暮らしを守るための取組となっております。

以上のことから、冒頭で申し上げましたとおり、各会計の予算案に賛成するものであります。

町の行財政運営は、ロシアのウクライナ侵攻並びに歴史的な円安がエネルギーや食料価格などの物価上昇を招いていることなどから、より一層の厳しさが伴うものと思われ。こうした中、町では厳しい状況を事業計画段階においてあらかじめ想定し、大型事業などに備えた基金の積み増しによる財源の確保や交付税措置のある有利な起債の活用など、現在のような状況を見据えた

様々な対策、準備による財政健全性の維持に取り組み、大きな財源不足が生じることなく、安定的な財政運営に努めていただいております。

今後におきましても、先人の遺志を受け継ぎ、住民の皆さんが夢と希望を持ち、この町に住んでよかったと実感できるよう、引き続き各分野において取り組まれることをお願いするものであります。

議員各位におかれましてはご賛同賜りますことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（鈴木満君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第3号、令和6年度葛巻町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第3号、令和6年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員

長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第4号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第5号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第6号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、令和6年度葛巻町水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第7号、令和6年度葛巻町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号、令和6年度葛巻町下水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第8号、令和6年度葛巻町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第9号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第10号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第11号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第12号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第13号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第14号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決

は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 15 号、町立保育所条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 16 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 16 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 17 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありません

か。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 17 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18、議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議案第 19 号、町立コミュニ

ティセンター等条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 19 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 20、議案第 20 号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 20 号、葛巻

町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 21、議案第 21 号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 21 号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 22、議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 23 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 23 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 24、同意第 1 号、固定資産評価審

査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は適任です。委員長の報告のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり適任とされました。

次に、日程第 25、発委第 1 号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例を議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより発委第 1 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、姉帯春治議員。

議会運営委員長 (姉帯春治君)

発委第 1 号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例。地方自治法第 112 条及び葛巻町議会総合条例第 20 条第 2 項の規定により、別紙のとおり

り提出します。

改正の内容であります。第4条の定例日について、第2号で規定しております7月定例会議を6月に定めるものであります。

提案の理由ですが、定期的に会議を開く定例月を見直ししようとするものであります。

附則であります。令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（鈴木満君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本発委案は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。本発委案は、全議員で協議し提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで令和6年葛巻町議会3月定例会議を終了します。

次回は、6月第1金曜日の7日に再開することといたします。ご苦労さまでした。

（散会時刻 10時50分）